

官報

号外

平成四年四月十七日

第百二十三回 衆議院會議録 第二十号

平成四年四月十七日(金曜日)

午後一時 本會議

○本日の會議に付した案件

山口鶴男君の故議員中島源太郎君に対する追悼演説

外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出)

農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議
○議長(櫻内義雄君) これより會議を開きます。

○議長(櫻内義雄君) 御報告いたすことがあります。

議員中島源太郎君は、去る二月七日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。同君に対する弔詞は、議長において去る二月二十一日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は、多年憲政のために尽力し、さきに外務委員長内閣委員長の要職につき、また国務大臣の重任にあたられた議員三位勲一等中島源太郎君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます。

故議員中島源太郎君に対する追悼演説

○議長(櫻内義雄君) この際、弔意を表するため、山口鶴男君から發言を求められております。これを許します。山口鶴男君。

〔山口鶴男君登壇〕

○山口鶴男君 ただいま議長から御報告のありましたとおり、本院議員中島源太郎君は、去る二月七日、急性肝不全のため、慶応大学病院において逝去されました。まことに痛惜の念にたえません。

中島君とは、同じ群馬県選出の議員として、内

外の政情あるいは郷土の将来についてともに議論し、ともに語り合ううち、私は、君の豊かな学識と清廉潔白でさわやかな人柄に深く魅せられ、また、君の政治に対する真摯な姿勢に心から敬服いたしておったところでありました。

国会の召集日には、元氣な姿をこの本會議場でお見かけしましたのに、前橋で君の突然の訃報に接し、ただただ驚愕するばかりでありました。翌八日、駒場の御自宅に駆けつけましたが、「ちよつと検査に行つてくるよと申しておりましたのに、それがこんなことになつてしまつたとは。一日も休みなく働いてきた人でした。」と御遺体のまくら元で言葉を詰まらせる奥様のお姿に、いかに政治に携わる者の常とは申せ、世の無常、人の命のはかなさを感じずにはいられなかつたのであります。

私は、ここに、諸君の御同意を得て、議員一同を代表し、謹んで哀悼の言葉を申し述べたいと存じます。(拍手)

君は、昭和四年二月、中島知久平氏の長男として群馬県新田郡尾島町にお生まれになりました。御尊父は、昭和の初期に衆議院議員として在職され、鉄道、軍需、商工の各大臣を歴任し、さらには立憲政友会の総裁を務め、また、今日の富士重工の前身であります民間航空機産業中島飛行機を創設されるなど、政財界において大いに活躍された方でありました。

君は、生後間もなく、御尊父の政務の都合で東京に移られ、昭和十六年、戦時一色の時代に慶応義塾普通部に入學されました。戦局の悪化とともに勤勞動員の生活に明け暮れ、予科一年の十六歳のとき終戦を迎えられました。暗く荒廃した戦後の混乱期にあつて、鮮やかな色彩と精緻なディズニーマニアに出会い、そのすばらしさに深く感動された君は、戦後の孤立した日本が世界と交流していくためには、國境を越えて多くの人々と對話できるアニメーションの世界こそ、将来自分が進むべき道であると心に決めて、學業の傍ら、芸術院会員の中村研一氏にデッサンを学ぶなど、映

画人としての研さんを積まれたのであります。

昭和二十六年、慶應義塾大学経済学部を卒業された君は、迷ふことなく大映に入社、豊かな感性と独創的発想をもつて、産業スパイ映画「黒の試走車」を初め、我が國初のSF映画を制作するなど、その異才ぶりを発揮されたのであります。

昭和三十七年、同社を退き、日本動画製作会社を設立した君は、かねて宿願のアニメの制作にかかり、栃木に伝わる民話を題材にして「九尾の狐と飛丸」を完成させ、ここに長年の夢をついに現実のものとしたのであります。(拍手)文部省選定となつたこの映画が、君を政治の舞台に立たせる大きな契機ともなるのであります。

地元栃木の民話とあつて興味を持たれ、国会での試写会に見えられた船田中元衆議院議長は、君が多年にわたり盟友であつた知久平氏の御子息と知るや、その場で、政界への転身を強く勧められたのであります。「かつて政治は國境の壁を越えられず、世界からの孤立を招いてしまつた。私は映画を通して世界の人々と對話をしていきたい。」と語る君に船田議長は、「今や我が國は、世界と直接對話していくときだ、君のその意欲を政治の場で発揮させたらどうか。」とさらに強く決断を促されたのであります。

折しも郷土太田においては、中島待望の声が高まり、さらに「四十になつたら太田に帰り地元のために尽くせ」との亡き御尊父の言葉も思い出され、それまで政治の道を歩むことなど夢想だにしなかつた君ですが、ここにみずからの生涯を政治にささげる決意を固められたのであります。(拍手)

かくして君は、昭和四十四年の第三十二回衆議院議員総選挙に群馬県第二区から勇躍立候補、「中央への新しいかけ橋」をスローガンに初陣に臨み、見事当選の栄冠をかち取られたのであります。(拍手) 本院に議席を得られてからの君は、社会労働、大蔵の各委員を初め、商工委員会、予算委員会の

理事として卓越した識見と豊富な経験を生かして
国政の審議に当たられました。また、与野党伯仲
下の昭和五十八年に外務委員長、翌五十九年には
内閣委員長の要職につかれ、お人柄そのまゝの誠
実にして公正な委員会運営の衝に当たり、よくそ
の重責を果たされたのであります。

君はまた、自由民主党にあっては、調査局長、
副幹事長、経理局長あるいは中小企業調査会長等
を歴任し、党務の処理や国会対策に尽力され、ま
た、君の本領とする政策の立案にその手腕、力量
を遺憾なく発揮せられたのであります。

この間、政府においては通商産業、経済企画の
両政務次官を務められるなど幅広く着実に実績を
積み重ね、昭和六十二年十一月、竹下内閣の文
部大臣として晴れて入閣されたのであります。

(拍手)
時に、我が国における国際化、情報化の進展、
科学技術の進歩に対応し、さらには人生八十年の
長寿社会の到来に向けて、創造的で活力ある社会
を築くための教育改革は、重要な政治課題であり
ました。

君は、「二十一世紀は青い鳥を求めて再出発す
る時代。つまり人間の豊かさを求める心をもう一
度見直そうという時代」と語り、人々がより豊か
な充実した人生を送ることができるよう、いつ
でも、どこでも生涯を通じて学べる「生涯学習」を
教育改革の基本に据え、全精力を傾けて取り組ま
れ、文部省に生涯学習局を設置するなどの改革を
断行、生涯学習制度の基礎を確立せられたのであ
ります。(拍手)

君が先鞭をつけられた「生涯学習」は、今日、国
はもちろんだ、地方においても教育行政の最重要課
題として位置づけられ、多様な施策が講ぜられ、
若者から老人に至る数多くの方々が、さまざまな
学習や文化、スポーツに積極的に親しむようにな
ってきております。また、オペラ、ミュージカ
ルなど現代舞台芸術のセンターとなる第二国立劇
場の設立促進等に力を尽くされました。

このように君が文教行政に残された功績は、ま
ことに大きなものがあります。

君の御活躍は多岐にわたるものがありますが、
とりわけ、中小企業問題には深い関心を寄せられ
ておりました。国民の大多数の人々が生活の基盤
としている中小企業の健全な発展なくして我が国
国民経済の発展はあり得ないとの信念から、その
育成と振興に終始力を注いでこられました。

中小企業の事業分野への大企業の進出を調整す
る中小企業事業分野法の制定、大規模小売店舗法
及び商調法の改正を初め、数多くの中小企業関連
法の立案成立に尽力され、その識見と業績は、党
派を超えて高く評価されたところであります。

(拍手) 大企業の名門の出身でありながら、君はひ
たすら経済的、社会的弱者の立場に立って政治の
光を当てる政治姿勢を貫き通されたのでありま
す。

君はまた、こよなく郷土群馬を愛し、ふるさと
の発展のために心を砕かれました。海のない内陸
県群馬の産業経済の活性化を図るためには、交
通網の整備は不可欠な課題であつて、「群馬に海
を」、これが君の初当選以来訴え続けられた夢の
一つであります。茨城の港と結ぶ北関東横断道路
の建設構想を、当時、首都圏整備特別委員でも
あった私に熱っぽく語りかけたものでございま
した。あのころは夢のまた夢と受け取られていま
したが、今や現実のものとなろうといたしておりま
す。

また、東毛の表玄関上武国道も、君がその建設
に精魂を傾けられました。去る二月二十日、上武
国道の開通式が多くの関係者を迎え盛大に挙行さ
れましたが、群馬の社会経済発展に大きく寄与す
る新動脈上武国道は、地元に残された大きな遺産
として君の名は後々まで語り継がれるのでありま
しょう。(拍手)

また、私たちのふるさと群馬は、石器時代の岩
宿遺跡や弥生後期の日高遺跡等、数多くの貴重な
文化遺産が散在いたしております。君は、このよ

うな群馬こそ国立考古学博物館の最適地として、
県選出国會議員の先頭に立ち、その誘致に向け大
いに尽力されていたところであります。

かくして中島君は、本院議員に当選すること七
回、在職十八年三月の長きにわたり、我が国
政の進展に寄与された功績は、まことに偉大なも
のがあります。(拍手)

思えば君は、紺の背広のよく似合う英国型の紳
士でした。おごらず、おもねず、いかなる困難に
直面されてもにこやかな笑顔を絶やさずことなく、
周辺に常にさわやかな空気を漂わせておりました。
政の研究を怠らない勉強家であるとともに、多忙
な政務の中に暇を見つけてはピアノを弾き、絵筆
もとられる心豊かな方であり、町づくりのエッセ
イを著す文筆にもすぐれた才能をお持ちでありま
した。文人政治家と言われるゆえんがここにあり
ます。(拍手)

また君は、語られると、論議の言葉である「和
而不同」また「和而不流」と揮毫されました。何事
をなすにも、和を念頭に置きつつも、いたづらに
譲歩を重ねることなく、守るべきことは守るとの
姿勢を堅持された純一な政治家であります。

十年前、日米間が自動車問題で紛糾、事態解決
の適任者として訪米を勧められたとき、今政治家
が動きべきではない、問題処理はまだ経済人のレ
ベルにあると判断、訪米を固辞されたのでありま
す。実は、行くだけで政治家として点数が稼げる
のではないかという含みもあったと言われるだけ
に、邪道を嫌ひ、政治家としてとるべき大道とは
何かを問い、それを実践された希有の人でもあり
ました。(拍手)

そしてまた、人間味あふれる人でもあります。
小児がんにむしはまれた子供がいて、いち早く
見舞いに訪れ、医療費の問題について助言し、輸
血を必要とする青年には献血に奔走するなど、親
身になって手を差し伸べられました。まさに生命
のとうとさを説く人間愛に徹した姿がしのばれる
のであります。

このような君が、政界の紳士として人望を集
め、また郷土の人たちから信頼され、限りなく敬
愛されたのも、けだし当然と申せましょう。(拍手)
君の足跡を顧みるに、時に思わぬ苦杯を喫し、
難儀を余儀なくされた時期がありました。たね子
夫人は、播土重来を期する君とともに、選挙区を
くまなく回り、この試練を乗り越えられたのであ
ります。ここに今、君との二人三脚で苦楽をとも
に歩んでこられた奥様の御心中を察するとき、私
はお慰めの言葉を知らず、万感胸の詰まる思いで
あります。

享年六十二歳、政治家としてますますの御活躍
が期待されるとき、中島君は志半ばにして忽然と
して去っていかれました。もはやこの議場で、君
のあの温容、あの朗々たる音声に接することはで
きません。ひとしお哀惜の念を禁じ得ないものが
あります。

今日、我が国をめぐる内外の諸情勢は極めて厳
しく、解決すべき課題が山積をいたしております。
とりわけ政治に対する信頼の回復のため、政
治倫理の確立、政治改革の実現はまさに急務であ
ります。

このときに当たり、清廉潔白、人格、識見とも
にすぐれた前途有為の政治家中島君を失いました
ことは、返す返すも残念であり、ひとり自由民主
党のみならず、本院にとりまして、我が国にと
りまして、まことに大きな損失であると申さな
ければなりません。(拍手)

ところで、去る三月末、郷土の人たちは、君へ
の思いを御子息洋次郎君に託し、本院の議席を与
えられたのであります。君の志は、洋次郎君に
よって立派に受け継がれることであります。

ここに、謹んで中島源太郎君の御遺徳をしの
び、生前の御功績をたたえ、心から御冥福をお
祈りいたしまして、追悼の言葉といたします。
(拍手)

○木村義雄君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、外国人登録法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 木村義雄君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 外国人登録法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

外国人登録法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔浜田卓二郎君登壇〕

○浜田卓二郎君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

外国人登録法に基づく指紋捺捺制度については、昭和六十二年第九回国会における外国人登録法の一部を改正する法律案の審議の際、本委員会並びに参議院法務委員会において、附帯決議を付し、指紋捺捺制度にかかわる同一性を確認する手段の開発を政府に求めてまいりましたのであります。

他方、昨年一月、海部前内閣総理大臣の訪韓の際に、日韓協定の地位協定に基づく韓国政府との協議が決定し、日韓両国外務大臣により、在日韓国人の指紋捺捺の廃止を含む覚書が取り交わされたのであります。

本案は、以上述べました経緯を踏まえ、我が国の社会で長年にわたり生活し、本邦への定着性を

深めた永住者及び特別永住者については、このたび指紋捺捺の代替手段として開発を見た鮮明な写真、署名及び一定の家族事項の登録をもって同一性の確認手段とするという制度を導入しようとするもので、その主な内容は、

第一に、永住者及び特別永住者については、指紋の捺捺を廃止し、新規登録の申請の際、本邦にある父母及び配偶者の氏名等を家族事項として登録するとともに、十六歳以上の者は、登録原票及び署名原紙に署名するものとすること、

第二に、永住者及び特別永住者から新規登録等の申請があった場合における登録原票への登録、登録事項の確認、新たな登録証明書の交付等に関する手続規定を整備するとともに、登録証明書には、署名を転写するものとすること、

第三に、新たに永住許可または特別永住許可を受けた者が、登録事項の確認を受けた場合における次回確認申請の時期に関する規定を整備するものとすること、

第四に、不署名罪の規定を設けるなど罰則その他の関連規定を整備するものとすること等であります。

本案は、二月七日内閣から提出され、三月三日本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託されました。

本委員会においては、三月二十七日田原法務大臣から提案理由の説明を聴取した後、参考人の意見を聴取する等慎重な審査を重ね、本日質疑を終了したところ、自由民主党、日本社会党、護国共同、公明党、国民会議及び民社党から四派共同提案により、居住地等の変更登録義務違反に係る罰則について、その法定刑のうち自由刑を廃止し罰金刑のみとする、この法律の公布の日から施行日の前日までの間に十六歳に達した永住者及び特別永住者については、指紋の捺捺を要しないこととする旨の経過措置を設ける等と内容とする修正案が、また、日本共産党から登録証明書制度の全廃等を内容とする修正案が、それぞれ提出

されました。

次いで、採決の結果、日本共産党提出の修正案は賛成少数をもって否決され、自由民主党、日本社会党、護国共同、公明党、国民会議及び民社党の四派共同提案に係る修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が附されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(櫻内義雄君) この際、内閣提出、農業協同組合法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。農林水産大臣田名部匡省君。

〔農林水産大臣田名部匡省君登壇〕

○農務大臣(田名部匡省君) 農業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨の御説明を申し上げます。

農業協同組合法は、昭和二十二年に、農民の自主的協同組織としての農業協同組合の発達を促進し、農業生産力の増進と農民の経済的、社会的地位の向上を図ることを目的として制定されました。以来、経済環境や農業及び農村をめぐる情勢の変化に対応して、農協の健全な育成を通じ農業振興や地域の発展に寄与し得るよう、所要の制度改正を行ってきております。最近では、昭和五十七年に、信用農業協同組合の員外貸付制限の緩和、

内閣為替取引に係る員外利用制限の廃止等の改正措置を講じたところであります。

しかしながら、その後の社会経済情勢の変化には著しいものがあり、とりわけ近年の我が国農業及び農村をめぐる状況を見ると、農業の担い手不足の顕在化や農村の高齢化の進行等さまざまな課題に直面しており、このような状況のもとで、農協の事業、組織についても、営農、生活両面での組合員ニーズの多様化や金融自由化等への的確な対応が求められているところであります。

今後とも、情勢変化に対応し、農協が本来の使命を果たしていくためには、その自主的努力にまつところが大きいことはもとよりであります。制度面においても、農協の行うことができる事業の内容を充実するとともに、執行体制の強化を図る等の改善を進めていくことが必要となっております。

このため、今般、農業協同組合法の一部改正を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、組合の事業内容の充実を図ることとしており、農業経営の効率化等の見地から、受託農業経営を連合会も行うことができることとしております。また、高齢化社会に対応して組合が老人の福祉に関する事業を行うことができる旨を法律上明らかにすることとしております。さらに、農協資金の地域での活用を図るため、特定の農協について員外貸付制限を緩和することとしております。

第二に、組合の執行体制を強化するため、理事会及び代表理事を法律上設置することとするとともに、学識経験者等の理事への登用の観点から正組合員以外の理事の枠を拡大することとしております。また、内部牽制による的確な業務運営を確保するため、監事の業務・会計監査機能の拡充等を図ることとしております。

第三に、農協の組織整備の円滑な推進に資する

ため、農協組織の各段階等において活用し得る事業譲渡等の規定を整備することとしております。

第四に、農事組合法人の活性化を図る観点から、その設立のために必要な発起人の数の要件を緩和する等の改善を行うこととしております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(櫻内義雄君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。目黒吉之助君。

〔目黒吉之助君登壇〕

○目黒吉之助君 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、ただいま議題となりました農業協同組合法の一部を改正する法律案に対し、宮澤総理並びに田名部農水大臣に質問をいたします。

まず最初に、本題に入る前に、宮澤総理は、我が国農業の現状をどのように認識しておられるのかについて質問をいたします。

今日、農業従事者の高齢化が進む中で、一昨年の新規卒就農者はわずかに八百人と、大手企業一社の新規採用者数よりも少なく、将来の農業生産に重大な支障を及ぼすおそれが出てまいっております。また、中山間地域の過疎化や高齢化が一段と進み、担い手不足による耕作放棄地は今日二十数万ヘクタールに及んでおり、農業・農村社会の維持に重大な懸念を投げかけております。宮澤総理は、このような我が国農業、農村の危機的な状況をどのように認識しておられるのか、御所見を承りたいと存じます。(拍手)

総理、このような危機的な状況を招いた原因は一体どこにあったものでしょう。

私は、結論から先に申し上げますと、現行農業基本法には、制定当初から見通しの甘さが指摘されてまいりましたが、農業の近代化、合理化を目

指した基本法と相反する農政を政府みずからとり続け、今日なおその延長線上で農政が展開されておりますことを御指摘を申し上げなければなりません。(拍手)

すなわち、米の過剰を抑えるための一時的な緊急避難措置として始められました減反政策は二十余年に及び、この間、工業立国を目指す立場から、輸出した工業製品の見返りに農産物の輸入自由化政策を拡大し、今では世界一の食糧輸入国となつてしまつておるのであります。これは、農業基本法に定める「輸入に係る農産物との関係の調整」を定めた条項に反しており、この結果、国内農産物の価格政策、選択的拡大生産政策は、大きくねじ曲げられてしまつたのでございます。また、基本法が目指した自立経営農家の育成は、いつの間にか中核農家育成政策に変更され、現在では九〇〇の農家が兼業化し、農業所得率は何と一七〇にまで落ち込んでしまつておるのでございます。

以上のような政府の基本法と相反するこれまでの農政が、今日の我が国農業を危機的な状況に追い込んだ最大の要因となつておるかと考えます。(拍手)この点について、総理はどのように見ておられるのか、御所見を賜つておきたいと存じます。

このような中で、農林水産省におきましても、昨年五月、新しい食料・農業・農村政策に関する検討本部を設置し、農政の抜本改革に向けて幅広い分野の検討を行つており、近いうちに報告書が提出されると聞いております。総理、私は、これらの検討結果も踏まえて、現行農業基本法にかわる新しい食料・農業・農村政策を定めた基本法の制定が我が国農業を再建するために不可欠となつておるかと考えます。

新しい農業基本法では、第一に、農業や化学肥料などによる土壌の汚染、水質の汚染を未然に防止するなど環境に優しい農業、第二に、農業の有する国土保全、環境保全機能等を活用する農業、

第三に、地域社会を維持し発展させる農業、そして第四に、爆発的にふえたと予測をされております世界人口増加にも対応した国際社会で貢献する農業等々を視野に入れて策定をされなければならぬと存じます。(拍手)

具体的には、若者が働きがいを感じ、希望を託すことのできる農業であり、条件不利地域の所得政策や、農業の公益的機能を重視した環境保全型家族農業の確立が新しい農政の基本理念に据えられなければならないと考えます。その中で、農協の果たすべき役割も明確にし、我が国農業の再建に役立てていかなければならないと存じます。

以上、私は、新農業基本法の制定について述べてまいりましたが、この点について総理の御所見をしかと伺つておきたいと存じます。

次に、日本農業の将来に重大な影響を及ぼすガット農業交渉と米の市場開放問題について、再び伺いをいたします。

現在、ガット農業交渉は、アメリカ・EC間の輸出補助金などを中心とした対立で、先行きが不透明な状態になっております。このような中で、今年十三日に開かれたガット非公式貿易交渉委員会で、新ラウンドの交渉をさらに継続する方向を打ち出したと伝えられ、事実上、十一月のアメリカ大統領選挙後の最終決着になるのではないかと、このようにも出てまいっておりますが、ガット農業交渉の今後の見通しについて総理にお伺いをいたします。

政府は去る三月四日、ガット事務局に対し、農業保護削減別リストを提出し、米を初め乳製品、でん粉などの関税率を明記せず、基礎的食糧の包括関税化に反対の姿勢を打ち出してきておりますが、総理は、この基本方針を今後とも堅持される方針に変わりはないのかどうか、改めて決意のほどをお伺いしたいと存じます。(拍手)

次に、本題であります農業協同組合法の一部改正に対する問題について、政府の基本的な考え方を伺いたいと存じます。

農協法は、戦後の農地改革の成果を踏まえ、農業者の自主的な協同組合の健全な育成を図ることを目的として制定されたものであり、また、そのため、行う事業の目的についても、組合は、その組合員のために「最大の奉仕をする」ことを目的とし、営利を目的としてその事業を行つてはならない。このように定めておまして、農協事業活動の基本的な理念となつてまいつておるところであります。

しかしながら、最近の農協の実態について見れば、一部の農協において、信用事業等収益が上がる事業のみに傾斜した運営が行われ、組織活動の原点とも言える営農指導事業等が十分に行われていないこと、あるいは金融事業等にかかわる不祥事により、組合の健全な運営に支障を来す事態が発生しているなど、多くの問題点が指摘をされております。

また、こうしたことから、専業農家の農協離れ、あるいは優秀な農協職員の中途退職が増加しておりますことは、まことに憂慮すべき事態と申さねばなりません。特に、農家の農協離れは深刻であり、これは、農産物の農協取り扱い率が全国で六〇％を切つておることなどからも明らかであります。また、年代的には三十代から四十代の青年層に農協離れが多いという現状は、農業のあすを担う青年農業者の要求に農協がこたえていないことを物語つておるのではないでしようか。

(拍手)農林水産大臣は、この点についてどう見ておられるのか、お伺いをしておきたいと存じます。

現在、農協系統組織においては、昨年、全国農業協同組合連合会が打ち出した「二十一世紀への挑戦と改革の考え方」に基づき、農協の現行三段階制度を、近い将来、原則二段階にしていこうと、単協の大型合併を進めていこうという組織改革に取り組みをいたしております。問題は、いかなるスタンスで取り組むかであります。改革がただ単に農協組織の強化に終わるのではなく、

あくまでも組合員のニーズにこたえ得る機能の充実が図られなければなりません。言いかえすれば、農協は、今こそ原点に立ち返った組織の整備と事業機能の拡充を行い、組合員の信頼を取り戻し、負担にこたえる運営が必要になっていると考えます。農林水産大臣はどのように見ておられるのか、明確にお答えをいただきたいと存じます。(拍手)

また、今回の農協法改正では、特に農業の担い手不足や耕作放棄地の増加問題などを重視し、連合会への受託農業経営の事業能力を付与し、農事組合法人の要件緩和などを打ち出し、企業の農業経営傾向がますます強まっております。また、農協のこれが最後に残された株式会社化の農業参入などへの引き金にならないかどうか。また、農協の老人福祉事業が新たに法文化されようとしたのであります。これは一体何を意味しているのでしょうか。何物でもないと思うのであります。あわせて農水大臣の御所見を承りたいと存じます。(拍手)

また、農協のあり方とその存在意義について、政府はどのように考えているのか、また、今後の農協改革に当たり、どのような指導方針をもって臨まれるのか、農林水産大臣に明確な御答弁を求める次第でございます。

最後に、政治倫理、政治改革に取り組む総理の決意について、改めて伺いたいと思います。

最近の新聞の世論調査によれば、宮澤内閣を「支持する」が二割、「支持しない」が四九割となっており、政権末期の様相と報じております。この原因は、政治改革に対する取り組み姿勢、指導力などが問われた結果と見られております。

政治は、国民の信頼があつて初めて実効性を伴うものであることは言うまでもございません。農協法の改正など、いかに立派な制度をつくり出しても、政治に信頼がなければ、それを実施することはできないのでありまして、総理は、失われた

政治に対する信頼を取り戻し、議会制民主主義の權威を回復させるため、一連の政治腐敗を早急に解明し、政治倫理、政治改革の確立に向けて、今こそ強い指導力を発揮されなくてはならないと考えますが、決意のほどをお伺いをいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣宮澤喜一君登壇〕

○内閣総理大臣(宮澤喜一君) 農業は、食糧の安定供給はもとよりでございますが、地域社会の維持、国土・自然環境の保全など多くの面で、もとより重要な役割を果たしております。また、その中において、農村は、いわゆる緑豊かな自然と伝統文化に裏づけられたゆとりのある生活・余暇空間を提供するなどの大切な機能を持っております。これをどうにか維持し、機能を高めることが、我が国の農業、農村がその担い手不足、高齢化の進行、耕作放棄地の増加などによって今大きな節目を迎えており、このような事態に対処して、農家におられる方々が将来を見通しながら、誇りと希望を持って農業を営める環境をつくり上げることが、たゞいまの重要な課題であるというふうに認識をいたしております。

農業基本法は、農業の生産性の向上及び農業従事者の生活の他産業従事者との均衡を国の農業に関する政策の目標として制定したものであることは、御承知のとおりでございます。政府としては、この法律に基づき、過去、各般の施策を展開してまいりました。これによって、畜産や施設園芸の分野を中心に生産性向上が進むなど、一定の成果を上げてまいりましたものと考えております。

農業の生産性の向上及び農業従事者の生活の他産業従事者との均衡という農業基本法の政策目標は、もとより今日においても妥当であると考えております。今後においては、経営管理能力にすぐれた担い手を育成確保すること、また道路、下水道の整備の促進、美しい村づくりの推進、多様な就業機会の確保等により、活力に満ち、快適な生活を享受できる農村をつくり上げていくことが極めて大切であると考えます。

次に、新たな基本法の制定をどう考えるかというところでございますが、農林水産省におけるたゞいま諸般の事情の検討の結果と、今後の政策の方向を踏まえて、関係方面の御意見を伺いながら検討してまいりたいと思っております。

ウルグアイ・ラウンドにつきましてですが、我が国としては、現在出されておりますいわゆるダンケル合意案の農業部分につきましては、輸出補助金に比べて、国境措置の取り扱いにバランスを欠いている点などいろいろの問題があるものと考えております。したがって、ダンケル合意案の農業部分についての修正の考え方を示しながら、これまでの基本的方針のもとに、食糧輸入国としての我が国の立場を踏まえた国別の約束表を先般提出したところであります。我が国としては、これまでの基本的方針のもとに、食糧輸入国としての我が国の立場が確保されるよう、最大限の努力を傾注してまいりたいと思っております。

今後の見通しでございますが、四月十三日に非公式貿易交渉委員会が開催され、各交渉分野の進捗状況の報告がなされました。同時に、交渉については、今後とも引き続き行っていくというふうなことがなされたところでございます。

なお、今月二十二日にアメリカ・E.C.の首脳会議が行われる予定であります。今後の農業交渉の成り行きにつきましては、各国ともいろいろ困難な問題を抱えておる現状から判断をいたしますと、今後の見通しは必ずしも明らかでない、不透明な状況と考えております。

最後に、政治に対する信頼を確固としたものにしたためには、政治倫理の確立とあわせて、現行の政治資金制度や選挙制度をめぐるとさまざまな問題を解決し得る具体的な方策を見出したいと考えております。各党からもいろいろの御提案がなされております。既に政治改革協議会において、各党間の御協議が進められているところでございますが、御協議をいただきまして末に合意に

達しましたものから、必要に応じて法制化をしていただきます。今国会中に成立することを念願をいたします。政府といたしまして、その実現に向けて最善の努力を図ってまいります決心でございます。

残りの問題は、農林水産大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

〔国務大臣田名部匡省君登壇〕

○国務大臣(田名部匡省君) お答え申し上げます。農協の現状については、農協は農業者の自主的な協同組織でありますから、その行い事業は、組合員の営農と生活の向上のために行われるということが基本であると考えております。このため、営農指導の充実を初めとして、農協の本旨に沿った事業運営が行われるよう十分指導を行ってまいりたいと考えております。また、婦人、青年層を含めた組合員のニーズに的確にこたえ得る取り組みや、農協の経営基盤の強化を通じた有能人材の確保も必要である、そういうことにも努めてまいりたいと考えております。

次に、農協系統の組織改革に関するお尋ねでございますが、このことは現在の農業、農村をめぐる状況の変化と農協を取り巻く諸課題に対応していくために、系統組織みずから事業、組織の改革を図る必要があるとして、二十一世紀までに千農協を目指すこととしておりまして、原則として事業二段、組織二段に取り組んでいく決意をいたしましたところでありまして、農林水産省としても、地域農業の振興と農村の活性化のため、その内容が具体化され、組織改革が着実に実行に移されることを期待するものであります。

次に、連合会への受託農業経営のことでありますが、連合会にも受託農業経営を行うことができないこととするのは、担い手の育成、規模拡大の促進の観点から、連合会が畜産等の分野で果たしたる機能を活用していくとするとするものであります。また、農事組合法人の要件緩和は、担い手の

平成四年四月十七日 衆議院會議録第二十号 朗読を省略した議長の報告 外国人登録法の一部を改正する法律案及び同報告書

減少、耕作放棄地の増加等に対処し、その一層の活用を図らうとするものであります。いずれも、あくまでも農家の協同組織による営農体制の整備を図っていくとするものであります。

次に、農協の老人福祉事業のことであります。が、農村社会の高齢化に伴い、農家組合員が行う介護活動等の量が增大していること、それに合わせて、協同組織である農協がこれを支援していく必要があるとの観点から、農協にも老人福祉事業を行うことができる旨を法文上明記したものであります。もちろん、農協がこの事業を行うに当たっては、市町村との緊密な連携を保ちながら実施されるよう、適切に指導してまいりたいと考えております。

農協のあり方、存在意義、改革についてであります。農協は農業者の自主的協同組織で、地域農業の振興や地域の活性化に大きな役割を果たしてきており、農業、農村をめぐる状況が大きく変化の中で、多様化する組合員ニーズに一層的確に対応していく必要があります。このような中で、農協系統においては、みずから事業、組織の見直しを行うこととしており、農林水産省としても、このような自己改革努力に対し、適切に対応してまいる所存であります。

以上であります。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十九分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 宮澤 喜一君
法務大臣 田原 隆君

出席政府委員

農林水産大臣 田名部匡省君
農林水産省経済局長 川合 淳二君

○朗読を省略した議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 森 喜朗君 補欠 佐藤謙一郎君

法務委員

辞任 森 喜朗君 補欠 高木 義明君

辞任 神田 厚君 補欠 森 喜朗君

辞任 佐藤謙一郎君 補欠 神田 厚君

辞任 高木 義明君 補欠 森 喜朗君

辞任 森 喜朗君 補欠 森 喜朗君

辞任 武部 勤君 補欠 森 喜朗君

辞任 森 喜朗君 補欠 武部 勤君

辞任 森 喜朗君 補欠 森 喜朗君

辞任 森 喜朗君 補欠 森 喜朗君

辞任 森 喜朗君 補欠 森 喜朗君

辞任 森 喜朗君 補欠 森 喜朗君

辞任 森 喜朗君 補欠 森 喜朗君

辞任 森 喜朗君 補欠 森 喜朗君

辞任 森 喜朗君 補欠 森 喜朗君

辞任 森 喜朗君 補欠 森 喜朗君

辞任 森 喜朗君 補欠 森 喜朗君

辞任 森 喜朗君 補欠 森 喜朗君

辞任 森 喜朗君 補欠 森 喜朗君

辞任 森 喜朗君 補欠 森 喜朗君

辞任 森 喜朗君 補欠 森 喜朗君

辞任 森 喜朗君 補欠 森 喜朗君

辞任 森 喜朗君 補欠 森 喜朗君

辞任 森 喜朗君 補欠 森 喜朗君

辞任 森 喜朗君 補欠 森 喜朗君

辞任 森 喜朗君 補欠 森 喜朗君

辞任 森 喜朗君 補欠 森 喜朗君

辞任 森 喜朗君 補欠 森 喜朗君

辞任 森 喜朗君 補欠 森 喜朗君

辞任 森 喜朗君 補欠 森 喜朗君

辞任 森 喜朗君 補欠 森 喜朗君

辞任 森 喜朗君 補欠 森 喜朗君

辞任 森 喜朗君 補欠 森 喜朗君

産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

獣医師法の一部を改正する法律案

獣医療法案

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案

労働安全衛生法及び労働災害防止団体法の一部を改正する法律案

特定債権等に係る事業の規制に関する法律案

国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

道路交通法の一部を改正する法律案

外国人登録法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成四年二月七日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

外国人登録法の一部を改正する法律案

外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「事項」の下に、「第十八号及び第十九号については、当該外国人が入管法別表第二の上欄の永住者の在留資格をもつて在留する者(以下「永住者」という。))又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号。以下「平和条約国籍離脱者等入管特例法」という。))に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))である場合に限る。」を加え、同項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同項第十四号中「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱

(永住許可等を受けた場合の変更等の登録)
 第九条の二 外国人は、入管法第二十二條入管法第二十二條の二第四項(入管法第二十二條の三において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定による許可又は平和条約国籍離脱者等入管特例法第四條若しくは第五條の規定による許可を受けたことにより登録原票の記載事項のうち第四條第一項第十三号又は第十四号に掲げる事項に変更を生じた場合(当該外国人がかつて永住者又は特別永住者として登録を受けたことがあるため既に同項第十八号及び第十九号に掲げる事項の登録を受けている場合を除く。)には、その変更を生じた日から十四日以内に、その居住地の市町村の長に對し、次に掲げる書類及び写真を提出し、その記載事項の変更並びに同項第十八号及び第十九号に掲げる事項の登録を申請しなければならない。

- 一 変更登録及び家族事項登録申請書一通
- 二 旅券
- 三 写真二葉
- 四 第四條第一項第十三号又は第十四号に掲げる事項に変更を生じたことを証する文書
- 五 前項の申請の場合において、十六歳に満たない者については、写真を提出することを要しない。

3 市町村の長は、第一項の申請があつたときは、当該外国人に係る登録原票に、当該申請に係る事項の変更の登録をするとともに第四條第一項第十八号及び第十九号に掲げる事項を登録し、かつ、これらの事項以外の事項について、登録原票の記載が事実と合つていのかどうかの確認をしなければならない。

4 市町村の長は、前項の確認をした場合において当該確認に係る第一項の申請をした外国人からされた第六條第一項、第六條の二第一項若しくは第二項、第七條第一項又は第十一條第一項若しくは第二項の申請があるときは、これらの規定による申請に係る第六條第三項、第六條の二第四項若しくは第七條第三項の確認又は第十條第一項若しくは第二項の申請に基づく確認は、行わない。

5 市町村の長は、第三項の確認をしたときは、登録原票に基づき新たに登録証明書を交付しなければならない。

6 第五條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

7 外国人は、第五項の規定による登録証明書の交付を受ける場合には、その所持する登録証明書を市町村の長に返納しなければならない。ただし、交付される登録証明書を第十五條第三項の規定により代理人が受領する場合には、その受領の日から十四日以内に返納すれば足りる。

8 市町村の長は、第五項の登録証明書の交付をした場合において当該登録証明書の交付に係る第一項の申請をした外国人からされた第六條第一項、第六條の二第一項若しくは第二項、第七條第一項又は第十一條第一項若しくは第二項の申請があるときは、これらの規定による申請に係る第六條第四項、第六條の二第五項、第七條第四項又は第十一條第四項の規定による登録証明書の交付は、行うことができない。

9 第五項の規定により登録証明書が交付されたときは、交付の日前に当該外国人に對して交付された登録証明書は、その効力を失う。

10 外国人は、第五項の規定による登録証明書の交付を受けた場合において、前項の規定により効力を失つた登録証明書を回復するに至つたときは、速やかにその居住地の市町村の長に對し、当該登録証明書を返納しなければならない。

11 第六條第七項の規定は、第一項の申請があつた場合に準用する。

第十條の二第二項中「第九條第一項及び第二項の下に、第九條の二第一項を加える。」
 第十一條第一項中「若しくは第七條第三項」を「第七條第三項若しくは第九條の二第三項」に、

「又は第七條第一項」を「第七條第一項又は第九條の二第一項」に改め、同條第三項に次の一号を加える。

三 第十四條の二の規定による署名をしていない者

第十四條第一項中「外国人の下に(永住者及び特別永住者並びに次條第二項に規定する者を除く。)」を加え、同條の次に次の一条を加える。

(署名)

第十四條の二 十六歳以上の永住者及び特別永住者は、第三條第一項、第六條第一項、第六條の二第一項若しくは第二項、第七條第一項、第九條の二第一項又は第十一條第一項若しくは第二項の申請をする場合には、これらの規定による申請に係る申請書の提出と同時に、登録原票及び署名原紙に署名をしなければならない。ただし、その申請が第十五條第二項の規定により代理人によつてなされたとき、その他その申請に係る申請書の提出と同時に署名をすることができないときは、この限りでない。

2 十六歳以上の外国人(永住者又は特別永住者である者を除く。)で、かつて永住者又は特別永住者として前項の署名を同時に行うべき同項に規定する申請(その者が十六歳以上であつたとしたならば署名を同時に行うべきであつた申請を含む。)をし、当該申請に係る登録証明書の交付を受けたことのあるものについても、同項と同様とする。

3 署名の方法その他前二項の規定による署名に ついて必要な事項は、政令で定める。

4 市町村の長は、第五條第一項、第六條第四項、第六條の二第五項、第七條第四項、第九條の二第五項又は第十一條第四項の規定により外国人に交付する登録証明書に、当該登録証明書の交付に係る申請の時に当該外国人が第一項又は第二項の規定により登録原票又は署名原紙にした署名を転写するものとする。

第十五條第一項中「又は指紋の押なつ」を、指紋

の押なつ又は署名に改め、同條第三項中「第七條第五項の下に、第九條の二第六項を加える。」
 第十五條の二第二項中「第九條第一項若しくは第二項の下に、第九條の二第一項を加える。」
 第十六條中又は「を、第九條の二第三項又は」に改める。

第十七條の見出しを「(政令等への委任)」に改め、同條中「この法律で政令に委任するものを除くほか」とを、この法律で特別の定めがあるもののほか」に改め、「法務省令」の下に「(都道府県知事又は市町村の長の行うべき事務については、政令)」を加える。

第十八條第一項第一号、第二号及び第三号中「第九條第一項の下に、第九條の二第一項」を加え、同項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 第十四條の二の規定に違反して署名をせず、又はこれを妨げた者

第十八條の二第一号中「第七條第七項」の下に「第九條の二第七項若しくは第十項」を加える。

第十九條中「第九條第一項若しくは第二項」の下に「第九條の二第一項」を加える。

附則
 (施行期日)
 第一條 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(登録原票の登録事項等に関する経過措置)
 第二條 この法律の施行前にされたこの法律による改正前の外国人登録法(以下「旧法」という。)第三條第一項、第六條第一項、第六條の二第一項若しくは第二項、第七條第一項又は第十一條第一項若しくは第二項の申請に係る外国人登録

の押なつ又は署名に改め、同條第三項中「第七條第五項の下に、第九條の二第六項を加える。」
 第十五條の二第二項中「第九條第一項若しくは第二項の下に、第九條の二第一項を加える。」
 第十六條中又は「を、第九條の二第三項又は」に改める。

第十七條の見出しを「(政令等への委任)」に改め、同條中「この法律で政令に委任するものを除くほか」とを、この法律で特別の定めがあるもののほか」に改め、「法務省令」の下に「(都道府県知事又は市町村の長の行うべき事務については、政令)」を加える。

第十八條第一項第一号、第二号及び第三号中「第九條第一項の下に、第九條の二第一項」を加え、同項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 第十四條の二の規定に違反して署名をせず、又はこれを妨げた者

第十八條の二第一号中「第七條第七項」の下に「第九條の二第七項若しくは第十項」を加える。

第十九條中「第九條第一項若しくは第二項」の下に「第九條の二第一項」を加える。

原票(以下「登録原票」という。)の登録事項及び当該登録原票に基づき作成して交付すべき外国人登録証明書(以下「登録証明書」という。)の内容については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にされた旧法第三条第一項、第六条第一項、第六條の二第一項若しくは第二項、第七條第一項又は第十一條第一項若しくは第二項の申請に係る登録証明書の切替交付の申請をしなければならぬ期間に関する市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区。以下同じ。)の長による指定については、なお従前の例による。

(登録証明書の切替交付に関する経過措置)

第三条 旧法第五条第一項、第六条第四項、第六條の二第五項、第七條第四項又は第十一條第四項の規定により交付された登録証明書は、この法律による改正後の外国人登録法(以下「新法」という。)の相当規定により交付された登録証明書とみなす。

(登録証明書の切替交付に関する経過措置)

第四条 旧法第四条第一項の規定によりされた登録並びに旧法第六條第三項、第六條の二第四項及び第七條第三項の規定によりされた確認並びに旧法第十一條第一項又は第二項の申請に基づきされた確認は、新法第十一條第一項の適用については、新法の相当規定によりされた登録及び確認とみなす。

2

旧法第十一條第三項第二号に掲げる者に該当するとして市町村の長によりされた同項の規定による指定は、第十四條の改正規定の施行により指紋を押すことを要しないこととなつた者について、なおその効力を有する。

(永住者及び特別永住者に係る申請期間に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前十四日以内にその所持に係る登録証明書の紛失、盗難又は滅失の事実

を知つた永住者及び特別永住者(当該紛失、盗難又は滅失に係る旧法第七條第一項の規定による登録証明書の再交付の申請をした者を除く。)については、新法第七條第一項中「その事実を知つたときから十四日以内」とあるのは、「外国人登録法の一部を改正する法律(平成四年法律第 号)の施行の日から十四日以内」とする。

2

旧法第十一條第一項に規定する五回目の誕生日(同条第三項の規定による指定がされた場合であつては、当該指定に係る日)がこの法律の施行前三十日以内に到来した永住者及び特別永住者(当該誕生日又は指定に係る日に係る同条第一項の規定による確認の申請をした者を除く。)については、新法第十一條第一項中「第四條第一項の登録を受けた日(第六條第三項、第六條の二第四項、第七條第三項若しくは第九條の二第三項の確認又はこの項若しくは次項の申請に基づく確認(第三項において「登録後の確認」という。))を受けた場合には、最後に確認を受けた日(の後の当該外国人の五回目の誕生日(当該外国人の誕生日が二月二十九日であるときは、当該外国人の誕生日は二月二十八日であるものとみなす。))から三十日以内」とあるのは、「外国人登録法の一部を改正する法律の施行の日から三十日以内」とし、同条第三項の規定は、適用しない。

3

旧法第十一條第一項ただし書に規定する者に該当した永住者及び特別永住者で、十六歳に達した日がこの法律の施行前三十日以内に到来したもの(同条第二項の規定による確認の申請をした者を除く。)については、新法第十一條第二項中「十六歳に達した日から三十日以内」とあるのは、「外国人登録法の一部を改正する法律の施行の日から三十日以内」とする。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(永住者及び特別永住者に係る家族事項の登録に関する特例)

第七条 市町村の長は、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)以下「入管法」という。別表第二の上欄の永住者の在留資格をもつて在留する者(以下「永住者」という。))又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)以下「平和条約国籍離脱者等入管特例法」という。に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))については、新法第三條第一項又は第九條の二第一項の申請があつた場合のほか、新法第六條第一項、第六條の二第一項若しくは第二項、第七條第一項又は第十一條第一項若しくは第二項の申請のうちこの法律の施行後における最初の申請があつたとき、新法第四條第一項第十八号及び第十九号に掲げる事項を登録原票に登録するものとす

る。

(永住許可等を受けた場合の変更等の登録に関する特例)

第八条 この法律の施行前十四日以内に入管法第二十二條(入管法第二十二條の二第四項(入管法第二十二條の三において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定による許可又は平和条約国籍離脱者等入管特例法第四條若しくは第五條の規定による許可を受けた外国人については、次に定めるところによる。

一 この法律の施行前に旧法第四條第一項第十四号又は第十五号に掲げる事項に係る旧法第九條第一項の申請をした者については、新法第九條の二の規定は、適用しない。

二 前号に掲げる者以外の者については、新法第九條の二第一項中「その変更を生じた日から十四日以内」とあるのは、「外国人登録法の一部を改正する法律の施行の日から十四日以内」とする。

(登録証明書の切替交付の特例)

第九条 旧法第五条第一項、第六條第四項、第六條の二第五項、第七條第四項又は第十一條第四項の規定により交付された登録証明書を所持する十六歳以上の永住者及び特別永住者については、附則第五條第二項及び第三項の規定によるほか、次に定めるところによる。

一 新法第十一條第一項中「第四條第一項の登録を受けた日(第六條第三項、第六條の二第四項、第七條第三項若しくは第九條の二第三項の確認又はこの項若しくは次項の申請に基づく確認(第三項において「登録後の確認」という。))を受けた場合には、最後に確認を受けた日(の後の当該外国人の五回目の誕生日(当該外国人の誕生日が二月二十九日であるときは、当該外国人の誕生日は二月二十八日であるものとみなす。))から三十日以内」とあるのは、「外国人登録法の一部を改正する法律の施行の日から、旧法第四條第一項の登録を受けた日(旧法第六條第三項、第六條の二第四項若しくは第七條第三項の確認又は旧法第十一條第一項若しくは第二項の申請に基づく確認を受けた場合には、最後に確認を受けた日(の後の当該外国人の五回目の誕生日(当該外国人の誕生日が二月二十九日であるときは、当該外国人の誕生日は二月二十八日であるものとみなす。))から三十日を経過した日まで」とする。

二 旧法第十一條第三項の規定による指定であつて附則第四條第二項の規定によりなお効力を有することとされるものを受けている者については、新法第十一條第一項の申請をしなければならぬ期間は、前号によつて読み替へた同項の規定及び同条第三項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から、当該指定に係る日から三十日を経過した日までとする。

(地方自治法の一部改正)

第十條 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第四第二号(中)延長することを承認し「を延長し」に、「引換交付」を「引替交付」に、「指紋」を「指紋又は署名」に改める。

(平和条約国籍離脱者等入管特例法の一部改正) 第十一條 平和条約国籍離脱者等入管特例法の一部を次のように改正する。

附則第四條中「第四條第一項第十四号又は第十五号」を「第四條第一項第十三号又は第十四号」に改める。

附則第五條第一項中「第四條第一項第十四号及び第十五号」を「第四條第一項第十三号及び第十四号」に改め、同條第二項中「第四條第一項第十四号」を「第四條第一項第十三号」に、「同項第十五号」を「同項第十四号」に改める。

理由

本邦に在留する外国人のうち永住者及び特別永住者について、その同一性を確認する手段としての指紋の押なつを廃止し、署名及び一定の家族事項の登録をもつてこれに代えることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定に基づき、韓国政府との協議等を踏まえ、我が国の社会で長年にわたり生活し、本邦への定着性を深めた永住者及び特別永住者については、指紋押なつに代えて、鮮明な写真、署名及び一定の家族事項の登録をもつて、同一性の確認手段とする制度を導入しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 永住者及び特別永住者については、指紋の押なつを廃止し、新規登録の申請の際、本邦にある父母及び配偶者の氏名等を家族事項として登録するとともに、十六歳以上の者は、登録原票及び署名原紙に署名するものとする。

2 永住者及び特別永住者から新規登録等の申請があつた場合における登録原票への登録、登録事項の確認、新たな登録証明書の交付等に関する手続規定を整備するとともに、登録証明書には、署名を転写するものとする。

3 新たに永住許可又は特別永住許可を受けた者が、登録事項の確認を受けた場合における次回確認申請の時期に関する規定を整備するものとする。

4 不署名罪の規定を設けるなど罰則その他の関連規定を整備するものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、永住者及び特別永住者について、その同一性を確認する手段としての指紋の押なつを廃止し、署名及び一定の家族事項の登録をもつてこれに代えることとする等の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、居住地等の変更登録義務違反に係る罰則について、その法定刑のうち自由刑を廃止するとともに、この法律の公布の日から施行日の前日までの間に十六歳に達した永住者及び特別永住者については指紋の押なつを要しないこととする旨の経過措置を設けるほか、所要の規定の整備を行う等の措置を講ずる必要があるもので、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本共産党から、登録証明書の廃止等を内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

また、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付することにした。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、二十億六千八百萬円である。

平成四年四月十七日

法務委員長 浜田卓二郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

[別紙]

(小字及び「」は修正)

第十一條第一項中「若しくは第七條第三項」を「第七條第三項若しくは第九條の二第三項」に、「又は第七條第一項」を「第七條第一項又は第九條の二第一項」に改め、同條第三項に次の一号を加える。

三 第十四号の二の規定による署名をしていない者

第十二條第一項中「出入国審査の下に(入管法に定める出入国審査)」を加える。

第十四條第一項中「外国人」の下に「(永住者及び特別永住者並びに次条第二項に規定する者を除く。)」を加え、同條の次に次の一号を加える。

(署名)

第十四條の二 十六歳以上の永住者及び特別永住者は、第三條第一項、第六條第一項、第六條の二第二項若しくは第二項、第七條第一項、第九條の二第一項又は第十一條第一項若しくは第二項の申請をする場合には、これらの規定による申請に係る申請書の提出と同時に、登録原票及び署名原紙に署名をしなければならぬ。ただし、その申請が第十五條第二項の規定により代理人によつてなされたとき、その他その申請に係る申請書の提出と同時に署名をすることができないときは、この限りでない。

2 十六歳以上の外国人(永住者又は特別永住者である者を除く。)で、かつて永住者又は特別永住者として前項の署名を同時に行うべき同項に規定する申請(その者が十六歳以上であつたとしたならば署名を同時に行うべきであつた申請を含む。)をし、当該申請に係る登録証明書の交付を受けたことのあるものについても、同項と同様とする。

3 署名の方法その他前二項の規定による署名に ついて必要な事項は、政令で定める。

4 市町村の長は、第五條第一項、第六條第四項、第六條の二第五項、第七條第四項、第九條の二第五項又は第十一條第四項の規定により外国人に交付する登録証明書に、当該登録証明書の交付に係る申請の時に当該外国人が第一項又は第二項の規定により登録原票又は署名原紙に署名を転写するものとする。

第十八條第一項 第一号、第二号及び第三号中「第九條第一項」を「第九條の二第一項」に改め、同項「第九條第一項」の下に「第九條の二第一項」を加え、同項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 第十四條の二の規定に違反して署名をせず、又はこれを妨げた者

第十八條の二 第一号中「第七條第七項」の下に「第九條の二第七項若しくは第十項」を加える。

附則

(施行期日) 第一條 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五條の規定は、公布の日から施行する。

(登録証明書の切替交付に関する経過措置) 第四條 旧法第四條第一項の規定によりされた登録並びに旧法第六條第三項、第六條の二第四項及び第七條第三項の規定によりされた確認並びに旧法第十一條第一項又は第二項の申請に基づきされた確認は、新法第十一條第一項の適用については、新法の相当規定によりされた登録及び確認とみなす。

2 旧法第十一条第三項第二号に掲げる者に該当

するとして市町村の長によりされた同項の規定による指定は、第十四条の改正規定の施行により指紋を押すことを要しないこととなった者について、なおその効力を有する。

(公布の日以後に十六歳に達した永住者及び特別永住者に関する経過措置)

第五條 この法律の公布の日からこの法律の施行の日(以下「施行日」といふ)の前日までの間(以下「経過期間」といふ)に十六歳に達した出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号。以下「入管法」といふ)別表第二の上欄の永住者の在留資格をもつて在留する者(以下「永住者」といふ)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号。以下「平和条約国籍離脱者等入管特例法」といふ)に定める特別永住者(以下「特別永住者」といふ)については、十六歳に達していないものとみなして旧法(第十二条第三項並びに第十五条第二項及び第三項を除く)の規定を、施行日において十六歳に達したものとみなして新法の規定を適用するものとし、経過期間においては入管法第二十三条第一項本文の規定は適用しない。

(永住者及び特別永住者に係る申請期間に関する経過措置)

第五條 この法律の施行前十四日以内にその所持に係る登録証明書の紛失、盗難又は滅失の事実を知った永住者及び特別永住者(当該紛失、盗難又は滅失に係る旧法第七条第一項の規定による登録証明書の再交付の申請をした者を除く)については、新法第七条第一項中「その事実を知ったときから十四日以内」とあるのは、「外国人登録法の一部を改正する法律(平成四年法律第 号)の施行の日から十四日以内」とする。

2 旧法第十一条第一項に規定する五回目の誕生日(同条第三項の規定による指定がされた場合にあつては、当該指定に係る日)がこの法律の施行前三十日以内に到来した永住者及び特別永住者(当該誕生日又は指定に係る日に係る同条第一項の規定による確認の申請をした者を除く)については、新法第十一条第一項中「第四条第

一項の登録を受けた日(第六条第三項、第六条の二第四項、第七条第三項若しくは第九条の二第三項の確認又はこの項若しくは次項の申請に基づき確認(第三項において「登録後の確認」といふ)を受けた場合には、最後に確認を受けた日)の後の当該外国人の五回目の誕生日(当該外国人の誕生日が二月二十九日であるときは、当該外国人の誕生日は二月二十八日であるものとみなす)から三十日以内とあるのは、「外国人登録法の一部を改正する法律の施行の日から三十日以内」とし、同条第三項の規定は、適用しない。

13 旧法第十一条第一項ただし書に規定する者に該当した永住者及び特別永住者で、十六歳に達した日がこの法律の施行前三十日以内に到来したもの(同条第二項の規定による確認の申請をした者を除く)については、新法第十一条第二項中「十六歳に達した日」から三十日以内とあるのは、「外国人登録法の一部を改正する法律の施行の日から三十日以内」とする。

(罰則に関する経過措置)

第六條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(永住者及び特別永住者に係る家族事項の登録に関する特例)

第七條 市町村の長は、永住者又は特別永住者
出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号。以下「入管法」といふ)別表第二の上欄の永住者の在留資格をもつて在留する者(以下「永住者」といふ)又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号。以下「平和条約国籍離脱者等入管特例法」といふ)に定める特別永住者(以下「特別永住者」といふ)については、新

法第三条第一項又は第九条の二第一項の申請があつた場合は、新法第六条第一項、第六条の二第二項若しくは第二項、第七条第一項又は第十一條第一項若しくは第二項の申請のうちこの法律の施行後における最初の申請があつたときに、新法第四条第一項第十八号及び第十九号に掲げる事項を登録原票に登録するものとする。(永住許可等を受けた場合の変更等の登録に関する特例)

第八條 この法律の施行前十四日以内に入管法第二十二條(入管法第二十二條の二第四項(入管法第二十二條の三において準用する場合を含む)において準用する場合を含む)の規定による許可又は平和条約国籍離脱者等入管特例法第四条若しくは第五条の規定による許可を受けた外国人については、次に定めるところによる。

一 この法律の施行前に旧法第四条第一項第十四号又は第十五号に掲げる事項に係る旧法第九条第一項の申請をした者については、新法第九条の二の規定は、適用しない。

二 前号に掲げる者以外の者については、新法第九条の二第二項中「その変更を生じた日から十四日以内」とあるのは、「外国人登録法の一部を改正する法律の施行の日から十四日以内」とする。

(登録証明書の切替交付の特例)

第九條 旧法第五条第一項、第六条第四項、第六条の二第五項、第七条第四項又は第十一條第四項の規定により交付された登録証明書を所持する十六歳以上の永住者及び特別永住者については、附則第五條第二項及び第三項の規定によるほか、次に定めるところによる。

一 新法第十一条第一項中「第四条第一項の登録を受けた日(第六条第三項、第六条の二第三

項の確認又はこの項若しくは次項の申請に基づき確認(第三項において「登録後の確認」といふ)を受けた場合には、最後に確認を受けた日)の後の当該外国人の五回目の誕生日(当該外国人の誕生日が二月二十九日であるときは、当該外国人の誕生日は二月二十八日であるものとみなす)から三十日以内」とあるのは、「外国人登録法の一部を改正する法律の施行の日から、旧法第四条第一項の登録を受けた日(旧法第六条第三項、第六条の二第四項若しくは第七条第三項の確認又は旧法第十一条第一項若しくは第二項の申請に基づき確認を受けた場合には、最後に確認を受けた日)の後の当該外国人の五回目の誕生日(当該外国人の誕生日が二月二十九日であるときは、当該外国人の誕生日は二月二十八日であるものとみなす)から三十日以内」とあるものとみなす。から三十日以内とあるものとみなす。から三十日以内とあるものとみなす。

二 旧法第十一条第三項の規定による指定であつて附則第四條第二項の規定によりなお効力を有することとされるものを受けている者については、新法第十一条第一項の申請をしなればならない期間は、前号によって読み替えた同項の規定及び同条第三項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から、当該指定に係る日から三十日を経過した日までの間とする。

(地方自治法の一部改正)

第十條 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第四第二号(中)「延長することを承認し」を「延長し」に、「引換交付」を「引替交付」に、「指紋を」を「指紋又は署名を」に改める。

(平和条約国籍離脱者等入管特例法の一部改正) 第十一條 平和条約国籍離脱者等入管特例法の一部を次のように改正する。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局

電話

03
(3587)
4302

定価

本号一部
一、二、三円
(税三円を含む)